

第2章 関西広域連合の更なる強化

I 強化した関西広域連合の姿 — 現行法制度下で広域連合としての役割を遺憾なく発揮する —

関西の活力を増進する観点から、現行法制度の下で、関西の広域的な行政課題に対し、広域での政策立案や構成府県市との調整を通じ、的確に対応する。さらに、経済団体をはじめとする関西を支える多様な主体と連携するとともに、国や国の出先機関と密接な連携を図り、国に対して関西の各主体の施策を提案し、実現に向けて強力に働きかけを行える関西広域連合を目指す。

II 内部ガバナンス

1 関西広域連合の求心力の強化

- (1) 関西広域連合委員会の強化
 - ◆ 輪番制による委員会議長の設置
- (2) 実務責任者等の活用
- (3) 関西広域連合議会の政策提案機能の強化
- (4) 関西広域連合の附属機関の活性化

2 事務やその執行のあり方

- (1) 分野・執行体制の見直し
- (2) 情報発信力の強化などによる認知度の向上

3 財源

- (1) 構成府県市の負担金（拠出金）の確保
- (2) 手数料等の受益者負担の確保
- (3) 国の補助金等の活用

4 人員

- (1) 関西広域連合の人員体制強化
- (2) 経済界等からの人材派遣

III 外部ガバナンス

1 国や国の出先機関との関係

- (1) 国の出先機関の関西広域連合委員会への参画
- (2) 地方行政連絡会議の活用
- (3) 経済産業局、地方整備局、近畿運輸局等国の出先機関との事務連携・協力
- (4) 関西に関係する国の計画策定への参画
- (5) 圏域の政府関係機関との連携
- (6) 地方自治法に基づく国に対する権限移管の要請権の行使

2 さまざまな主体との連携

- (1) 関西経済界との連携強化
- (2) アドホック（臨時的・専門的）な組織の活用
 - ◆ 関西版フラウンホーファーの実現
- (3) 全国知事会や近畿ブロック知事会との連携

第3章 関西広域連合の進化

I 進化した関西広域連合の姿— 現行法制度の改正も視野に入れた関西広域に関する内政を担う —

構成府県市をはじめ、関西を支える各主体がそれぞれの役割を十分発揮できるよう、関西全体に関する政策を決定する。また、関西広域に関わる国の政策の方向性を誘導し、全国一律の法制度に対して、地方の実情に応じて対応できる法律面での権利を有する関西広域連合を目指す。

II 内部ガバナンス

1 政治的調整力の強化

- (1) 関西選出参議院議員の関西広域連合議員への兼職

2 財源及び人員

- (1) 国からの応分の負担
- (2) 受益者による負担や関係者による協賛

III 外部ガバナンス

1 国や国の出先機関との関係

- (1) 国との計画協定
- (2) 類似・重複事務の協働

2 地方の発展、行政需要に適切に対応するための法的裏付けの整備

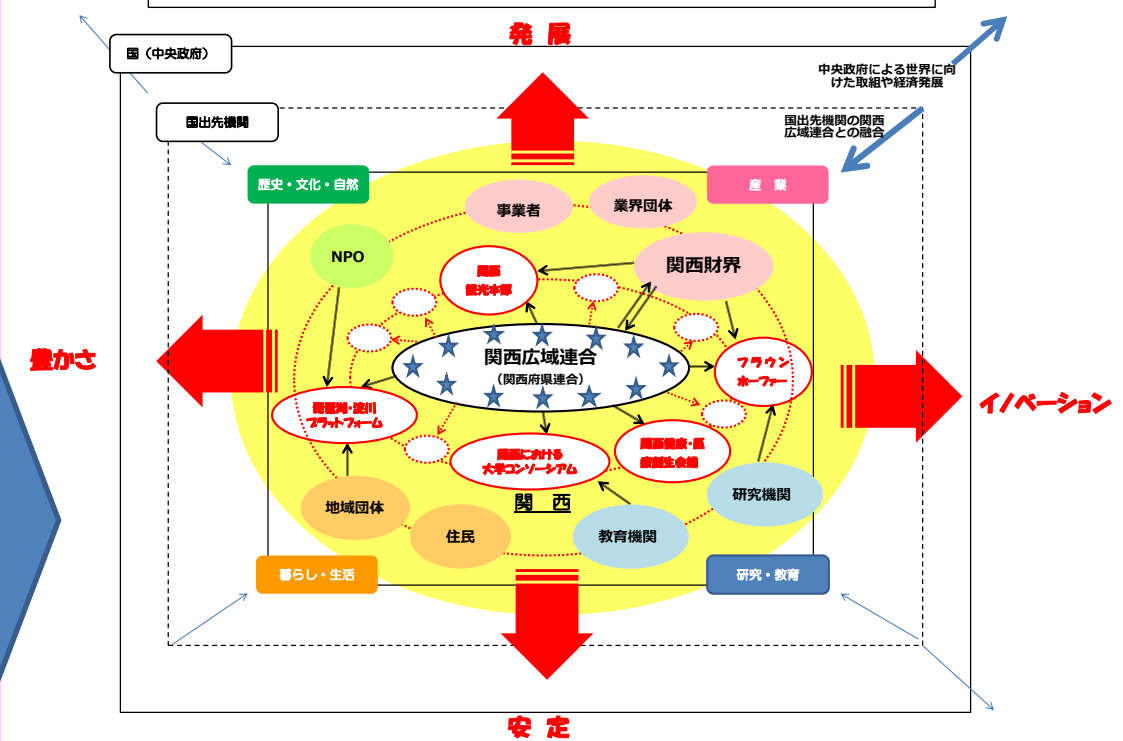
- (1) 条例への立法委任
- (2) 関西広域連合から国への法律提案権

第4章 関西広域連合の将来像

関西の将来の姿

自治体や経済団体、地域団体など関西を動かす多様な主体が、それぞれの力を発揮して活動するとともに、関係主体で作るアドホックな組織が、「関西」として同じ方向を目指し、地域の課題解決に取り組むことにより、オール関西で関西を発展させていく。

関西広域連合を中心にみた関西曼荼羅



関西広域連合の将来像 — 関西共同体 —

関西の将来の姿を実現するために、内部ガバナンスや国との関係充実等により、構成府県市の連合体に止まらず、自立した広域行政団体として、内政面で国と対等な権能を有する。

また、構成府県市や経済団体など関西の多様な主体と関西広域連合との連携だけではなく、多様な主体同士の連携も推進し、関西の“力”を総合化する結節点となり、関西全体の活性化を図る。

こうして従来の自治体の概念の枠を超えた役割を担う関西広域連合が東京圏を支え、日本の活力を牽引していく。そのためには、将来的には、課税権を持ち自主財源を確保するとともに、地方の立法権を確立することが必要である。